七十四　マイクロ波子宮内膜アブレーション

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

機能性及び器質性過多月経（妊孕性の温存が必要な場合又は子宮内膜がん、異型内膜増殖症その他の悪性疾患若しくはその疑いがある場合を除き、子宮壁厚が十ミリメートル以上の場合に限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　産婦人科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　産婦人科又は婦人科を標榜していること。

②　麻酔科標榜医が配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を有していること。

⑤　当直体制が整備され、専ら産婦人科又は婦人科に従事する医師が当直を行っていること。

⑥　緊急手術体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑩　術中・術後に子宮鏡検査及び超音波検査を実施する体制が整備されていること。

⑪　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

七十五　光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ＩＣＤ－10（平成二十一年総務省告示第百七十六号（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件）の「3」の「(1)　疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」に規定する分類をいう。）においてＦ２（統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害）に分類される疾病及びＦ３（気分（感情）障害）に分類される疾病のいずれかの疾病であることが強く疑われるうつ症状（器質的疾患に起因するものを除く。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら精神科又は心療内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　精神保健指定医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　精神科又は心療内科及び神経内科又は脳神経外科を標榜していること。

②　神経内科又は脳神経外科において、常勤の医師が配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

七十六　内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

下肢慢性静脈不全症（下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化若しくは萎縮が起こり、又は潰瘍を有するものであって、超音波検査により穿通枝の血液が逆流していることが確認されるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら血管外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　外科専門医又は心臓血管外科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　血管外科又は心臓血管外科を標榜していること。

②　臨床工学技士が配置されていること。

③　病床を二十床以上有していること。

④　当直体制が整備されていること。

⑤　緊急手術体制が整備されていること。

⑥　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑦　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑧　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑨　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑩　届出月から起算して三月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十七　歯科用ＣＡＤ・ＣＡＭシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

小臼歯の重度のう蝕に対して全部被覆冠による歯冠補綴が必要なもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　補綴歯科専門医又は歯科保存治療専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　歯科を標榜していること。

②　歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。